

# 高畠町における官民協働による地域とつながる学び場創出業務公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本業務は、高畠町（以下「発注者」という。）における官民協働のまちづくりの基、地域の多様な人財との協働による探求学習等により地域の中高生の成長を助けるとともに、町の未来づくりにチャレンジできる学びの場を作る取組みを強化していくことを目的とする。

本要領は、「地域とつながる学び場創出業務」（以下、本業務という。）を公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定するため、その手続きに必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務概要

- （1）業務名 地域とつながる学び場創出業務  
（2）履行場所 高畠町大字高畠地内  
（3）履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで  
（4）提案上限額 4,496,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この金額は、提案内容の規模を示すためのものである。提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。上限額を超える額で提案してきた事業者は失格とする。

## 3. 実施スケジュール

公告、実施要領等の配布	令和7年12月4日（木）
質問受付期限	令和7年12月8日（月）午後5時まで
質問回答期限	令和7年12月9日（火）
参加申込書受付期限	令和7年12月15日（月）午後5時まで
辞退届提出期限	令和7年12月18日（木）午後5時まで
提案書提出期限	令和7年12月18日（木）午後5時まで
審査	令和7年12月19日（金）
審査結果通知	令和7年12月22日（月）予定
契約締結	令和7年12月下旬予定

## 3. 参加資格要件等

### （1）参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、次の掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ① 本業務を確実且つ関連事業を相対的に推進するため、過去5年以内に、教育分野、人材育成及び地方創生の関連事業を地方自治体又は地域団体、民間企業等からの受注実績を有するもの。

- ② 高畠町競争入札参加資格者指名停止規程（平成 13 年 5 月 28 日告示第 69 号）その他の法令の定めによる指名停止を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き中でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び高畠町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月条例第 8 号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

## （2）提案の基本事項

提案に係る基本事項は、次のとおりとする。

- ① 事前説明会は行わない。
- ② 本提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- ③ 辞退する場合は、辞退届（様式 6）を提出すること。
- ④ 質問は指定日までに電子メールで提出し、回答書として高畠町公式ホームページに掲載する。
- ⑤ 本審査は、企画提案書を通じて行う。
- ⑥ 審査の結果は、個別に通知する。
- ⑦ 提出書類は返却しない。また、書類の差し替えも認めない。
- ⑧ 提出書類は当該審査以外の目的で参加者に無断で使用しない。

## 4. 選定方法

仕様書に基づき提案された内容を総合的に評価し、地域とつながる学び場創出業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査により選定する。

## 5. 提出書類及び提出方法

提出書類は次のとおりとする。各様式に従い期限内に必要な書類を提出すること。

実施要領等、各様式及び資料等は、高畠町公式ホームページからダウンロードすること。

### （1）参加申込書等の提出

- ① 提出期限 令和 7 年 1 月 15 日（月）午後 5 時まで
- ② 提出書類 参加申込書（様式 1） 1 部  
事業者概要（様式 2） 1 部  
主な同種業務の実績（様式 3-1） 1 部  
責任者の実績（様式 3-2） 1 部
- ③ 提出方法 郵送又は持参  
※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- ④ 提出先 本事業の事務局

## （2）質問書の提出

- ① 提出期限 令和7年12月8日（月）午後5時まで
- ② 提出書類 質問書（様式5）
- ③ 提出方法 質問書は、電子メールで提出すること。  
件名は「地域とつながる学び場創出業務に関する質問」とすること。
- ④ 提出先 本事業の事務局
- ⑤ 回答期限 令和7年12月9日（火）
- ⑥ 回答方法 質問を取りまとめ、回答書として高畠町公式ホームページに掲載する。
- ⑦ 注意事項
- ・質問の内容を確認するため、本町から問い合わせる場合がある。
  - ・質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。

## （3）参加辞退

- ① 提出期限 令和7年12月18日（木）午後5時まで
- ② 提出書類 辞退届（様式6）
- ③ 提出方法 郵送又は持参
- ※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- ④ 提出先 本事業の事務局
- ※なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の高畠町の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

## （4）企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和7年12月18日（木）午後5時まで
- ② 提出部数 紙媒体 7部（カラーコピー可）、電子データ 1部（CD-R又はDVD-R）
- ③ 提出書類 企画提案書（様式4）（様式4を除き、A4用紙15枚以内）
- ※本業務の目的、仕様書の内容を踏まえ、以下について提案を行うこと。
- ア 中高生が地域とつながる学びの場の創出の企画及び実施
- イ 夢サミットプラットフォームへの参画
- ウ その他、本業務の目的達成に必要な業務
- 業務実施方針（様式4-1）
- 業務実施体制・業務工程表（様式4-2）
- 見積書（任意様式）
- ④ 提出方法 郵送又は持参
- ※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- ⑤ 提出先 本事業の事務局

## 6. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、参加資格を取り消すものとする。

### （1）提出書類に虚偽の記載があった場合

- (2) 審査委員会の委員又はその関係者に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為があつた場合
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、参加者として相応しくないと町が判断した場合
- (4) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (5) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- (6) 提出された見積書が本要領2 (4) の上限額を上回った場合

## 7. 評価方法及び候補者の決定

### (1) 評価方法

審査委員会の各委員が企画提案書等の結果を総合的に評価・採点し、最も高い評価を得た者を受注候補者とする。選定された者が辞退を申し出た場合や「6. 失格要件」に該当した場合は、次点の者を受注候補者とする。

### (2) 審査結果の通知等

審査の結果については、参加者全員に対して書面により通知するとともに町公式ホームページにおいて受注候補者を公表する。

### (3) 評価項目、評価基準及び評価点

企画提案書等における評価項目、評価基準及び評価点については、別紙「地域とつながる学び場創出業務公募型プロポーザル評価要領」に基づき、審査するものとする。

### (4) プロポーザル参加者が1者の場合、全審査員の合計得点の平均60点以上とする。

## 8. 契約の締結

### (1) 契約締結交渉

受注候補者から事前に受けた本要領4 (4) ③見積書の金額を超えない範囲で、契約の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点候補者と交渉を行う。

なお、この手続きに参加した事業者が、公示日から受注候補者選定までの間に高畠町から入札参加資格停止の措置を受けた場合は、契約の締結を行わない。

### (2) 業務委託料

委託料上限額の範囲内で、契約の交渉により確定した額を業務委託料とする。

### (3) 業務委託料の前払金

前払金及び契約保証料については、契約候補者と別途協議し決定し、契約書に明記する。

### (4) 隨意契約に関する優先交渉期間

本プロポーザルは、内閣府による新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の採択を受け実施するものであり、令和8年度まで継続して委託することを想定した提案を求めて選定を実施する。よって、契約候補者とは、令和8年度までの期間の業務について、優先的に随意契約交渉を行う。ただし、優先交渉については、前年度の履行が良好であることを条件とし、次年度の随意契約を担保するものではない。

また、本プロポーザルは事業の成果如何に関わらず、次年度以降の契約を担保するものではない。

## 9. 再委託

受注者は受注業務の全部を第三者に再委託することはできない。受注業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を発注者に報告し、承認を受けること。

受注者は機密保持等について、本要領が定める受注者の責務を再委託先業者にも負うよう必要な措置を実施し、発注者に報告し、承認を受けること。

- (1) 受注者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した「履行体制図」を発注者に届け出なければならない。届け出た内容に変更が発生する場合も同様とする。
- (2) 受注者は、再委託の相手方の履行体制及び履行状況を適宜把握し、発注者からこの報告を求められたときは応じなければならない。
- (3) 受注者が発注者の承認を得て第三者に再委託しても、最終的な責任は受注者が負わなければならぬ。

## 10. その他

- (1) 異議申し立て

審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。

- (2) 提案内容の取り扱い

本プロポーザルは、受注候補者の選定を目的として実施するものであり、必ずしも提案内容が実際の業務に全て採用できるものではない。

## 11. 事務局

高畠町企画課 地域活力共創係

住所：〒992-0392 山形県東置賜郡高畠町大字高畠 436 番地

電話：0238-52-1112（直通）

FAX：0238-52-1543（代表）

E-mail：[kikaku@town.takahata.yamagata.jp](mailto:kikaku@town.takahata.yamagata.jp)